日本建築学会大会学術講演梗概集
（関東） 2011 年 8 月

飛騨高山・旧城下町地域における祭礼の担い手の変化と町並みの変容

正会員 ○ 菊地 淑人 *

飛騨高山　祭礼　伝建地区
担い手　リビング・ヘリテージ　まちづくり

１．はじめに

高山市は岐阜県北部の中心的都市である。その中心に位置するのが本論が対象とする旧城下町である。

その城下町としての歴史は 1585 年の金森氏支配に始まる。その後、金森氏は転封され、同地は 1692 年以降、江戸幕府直轄支配地である天領として継続し、明治維新へと至る。金森氏が商業経済を重視した政策をとったため、材木等で財を蓄えた多くの豪商が登場し、その財は明治にいたるまで、周辺の多くの藩、大名やその家臣、また農村へと貸し付けられ、一層の財や米を蓄えることとなった。また、集まった米を酒米とすることで、多くの造り酒屋も登場し、一部は現在まで続いている。

こうした豪商が、「旦那衆」となり、私財を拠出して造ったのが祭屋台であり、そして地縁組織「屋台組」であった。旧城下町域には２つの神社があり、現在の国道 158 号線（安川通り）を境に南北２つの氏子域に分かれる。南部は上町（かみちょう）と呼ばれ、日枝神社の山王氏子の範囲である。現在は４月 14、15 日に例大祭（山王祭）を行い、現在は 16 の屋台組、12 の神輿組が存在する。同様に、北部は下町（しもちょう）と呼ばれ、櫻山八幡宮の八幡氏子の範囲である。現在は 10 月 9、10 日に例祭（八幡祭）を行い、18 の祭組が存在する。

以上の地域では、祭屋台の多くが現在も維持され、そして祭礼の場である町並みも一部において当時の建物、またスケールを維持している。

そして、それらは国指定重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、また２ヶ所の国選定重要伝統的建造物群保存地区として、それぞれ保護の対象となっており、制度による保護が国内有数に充実した地域として位置づけることもできる（表１）。

さて、こうした国の法制度による保護策の一方で、祭礼、そして、まちの担い手のおかれた状況はいかなる状況にあろうか。祭礼、また地域に存在する無形的要素、有形的要素あわせたまちにおける担い手の存在、そして保護に対する意識はその成否を左右する重要な要素といえる。そこで、本稿では、重要伝統的建造物群保存地区を中心に、担い手とまちの現状について、住宅地図、人口統計資料等からの分析及び地域住民からのヒアリング調査の結果をもとに論じていきたい。

表１　高山における国の主要な保護施策

制度名称		指定／選定名称	指定／選定年 *
文化財保護法	重要有形民俗文化財	高山祭屋台	1960
	重要無形民俗文化財 **	高山祭の屋台行事	1979
	重要伝統的建造物群保存地区	三町伝統的建造物群保存地区	1979
		下二之町・大新町伝統的建造物群保存地区	2004
	重要文化財	吉島家住宅	1966
		日下部家住宅	1966
		松本家住宅	1971
	史跡	高山陣屋跡	1929
認定歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり法）			2009
文化財総合的把握モデル事業（歴史文化基本構想）			2008-

*　初回指定／選定年
**　1952 年に「助成等の措置を講ずべき無形文化財」に「高山祭」として選定されているが、同制度は 1954 年保護法改正で廃止されている。

２．担い手の変化

まず、祭礼の担い手、つまり旧城下町地域に居住する人の変化を分析した。ここでは、２種のゼンリン住宅地図[1)]を用いて、1971 年と 2009 年の継続居住者の分布を明らかにした（図１）。これによれば、旧城下町中心地域、特に重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺などでは同一世帯の継続居住が多く確認できた一方で、旧城下町地域の周辺部では新たな住宅建設も進み、継続居住者の占める割合は低いことが指摘できる。

他方で、高山市市民保健部市民課によって継続的にとられている地区別人口統計をもとに、1960 年以降の人口、世帯数の推移を分析すると、周辺部では人口、世帯数の増加が顕著にみられるか、もしくは減少したとしても緩やかな減少に留まっているのに対し、中心地域では 1960 年比の半分程度と顕著な減少が確認でき、中心部における空洞化の激しさが明らかとなった（表２）。

以上に関して、換言すれば、伝統的建造物群保存地区を中心とした旧城下町中心部では居住者の変化は少ないものの、人口・世帯数は大幅に減少していることが指摘でき、他方で、旧城下町地域周辺部では、人口は増加、もしくは微減にとどまっているものの、継続的に居住している住民が少なく、新規の流入人口が多いことが確認できる。

表２　高山旧城下町地域における地域別人口変遷

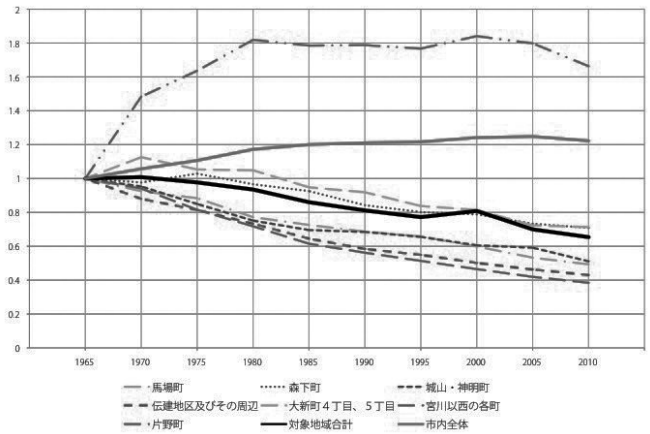

（1965 年を１としたときの比較値）

Changing of the Participants of Traditional Festivals and the Historic Townscapes in the Old Castle Town,Hida-Takayama

KIKUCHI Yoshito

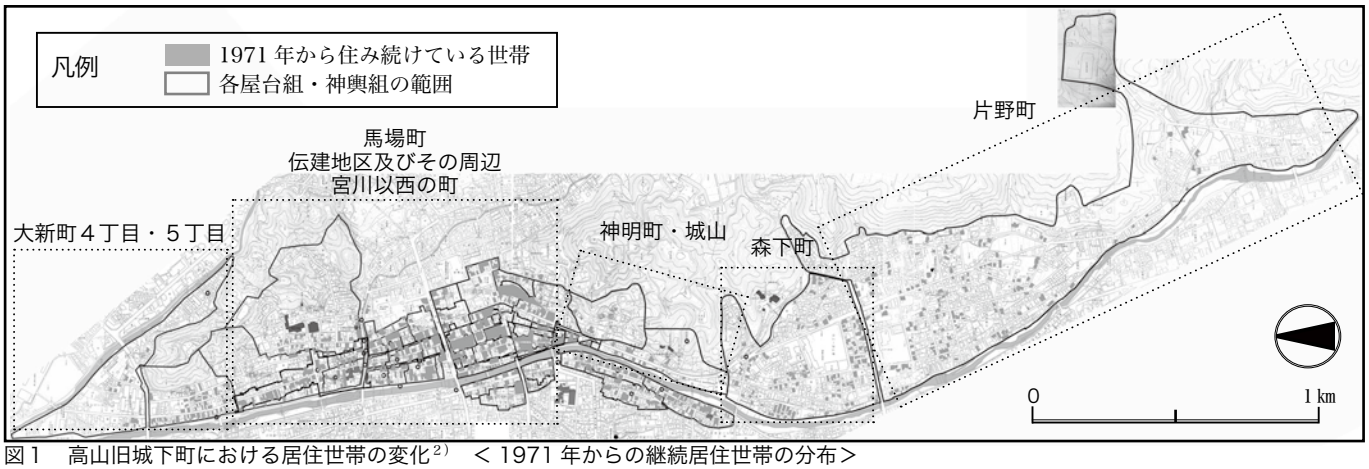

図１　高山旧城下町における居住世帯の変化[2)]　＜1971 年からの継続居住世帯の分布＞

３．担い手の変化の影響

さて、こうした居住者の変化は、毎年の祭礼の維持を困難にするばかりではなく、それに付随する不動産の問題、もしくは祭礼の場である伝統的な町並みの維持継承に関しても大きな問題を生じさせることとなっている。

その一例としては、祭屋台の保管場所である土蔵造の「屋台蔵」をめぐる不動産登記の問題がある。

屋台蔵の土地は、かつての組の中心的人物数名で登記されているケースが多い。しかし、代がかわるなかで、その名義人の子孫である人物が蔵の土地の所有権を主張するトラブルが近年多発している。それをめぐり、高山屋台保存会では 1991 年の地方自治法改正によって認められた認可地縁団体として屋台組を申請し、法人として土地登記を行うことを推進している。しかし、筆者がヒアリング調査や不動産登記簿などによって調査したところ、実際には図２に示すように、決して積極的に進んでいるとはいいがたく、今後一層の対応が必要な状況にある。

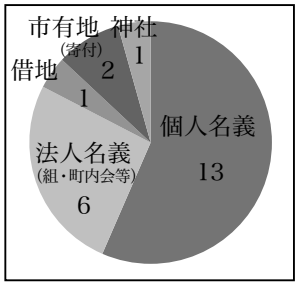

図２　屋台蔵の登記状況

また、従来からの居住者が多く存在していた旧城下町地域の中心部、とくに三町伝統的建造物群保存地区周辺でも近年大きな変化が生じている。それは、伝統的な造り酒屋の経営者をめぐる変化である。日本酒の消費量が落ち込み、経済不況も長引くなかで、複数の造り酒屋において経営者が交替している。造り酒屋の建物は規模が大きく、経営者が替わった造り酒屋は一部を酒屋の店舗として残しつつも、余剰分を複数の事業者に賃貸し、カフェや雑貨屋なども入居する複合店舗へと変化している。

そして、ファサードにガラス張りを取り入れるなど、伝統的建造物も大きく変えつつある。また、それに経営的危機感を感じた他の造り酒屋もファサードも含めた改装を実施するなど、町並み保存に大きな影響を与えている。こうした事態に対し、町並み保存会や市は影響力を維持できず、十分な効果を発揮できていないのが現状である。この問題は、古くから同地に居住する住民にとっても大きな懸案事項となり、まちの将来像に対する危機意識を高めることにも繋がっており、なんらかのかたちで規制を強めなければまちに将来はないとする声も多く聞かれる。

４．祭礼と町並みの将来像

本論の対象地域における祭礼の担い手は、一部において伝統的建造物群保存地区の担い手でもある。

そうした担い手が減少したり、変容していくことは時代の流れのなかで、ある程度やむを得ないということもできる。また、前述のように多様な文化財制度の保護の網にかけられた結果としての現状には、文化財保護法に基づく文化財種別に応じた縦割りの保護施策による弊害が存在していることも否めない。

そうしたなかで、同地域では歴史まちづくり法における認定歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定をうけているほか、歴史文化基本構想策定のための文化財総合的把握モデル事業実施地域として、現在、基本構想作成の最終段階へと至っている。地域の文化財を包括的視野から捉え、保護施策を講じていく体制は、前述の弊害を解消するためにも積極的に実施していく必要があるといえる。

それらの施策の中で、住民が抱えている社会や文化財に対する意識、問題点をいかにして与していけるかが今後の課題といえる。本稿における事例はそうした重要性の一端を提示しているといえるだろう。

本稿は平成 23 年度に筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻へ提出した修士論文の一部である。作成にあたり、田中彰氏（高山市郷土館）及び高山市教育委員会文化財課からさまざまなご教示をいただいた。末筆ながら御礼申し上げます。

注

1）分析には、下記資料を使用した。
善隣出版社 1971『高山市・国府町・古川町・神岡町・久々野町・宮村』、ゼンリン 2009『ゼンリン住宅地図 2009 高山市 1』

2）原地図は高山市都市計画図白図（1:2500）（高山市基盤整備部都市計画課発行）（地図番号：52-1、52-3、42-1、42-3）を使用。

* 筑波大学大学院人間総合科学研究科 博士後期課程 世界文化遺産学専攻

*University of Tsukuba, Doctoral Programme in World Cultural Heritage Studies